



栃木県公報

令和3(2021)年
11月30日(火)
号 外
第 62 号

目 次

条 例

○職員の給与に関する条例等の一部改正..... 2

本号で公布された条例のあらまし

◇職員の給与に関する条例等の一部改正（栃木県条例第57号）

職員の期末手当の支給割合を改定すること等のため、職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）等について、次のとおり改正することとしました。

1 諸手当の改定

- (1) 職員の期末手当について、令和3(2021)年12月期の支給割合を100分の112.5（現行100分の127.5）に、令和4(2022)年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の120に改定することとしました。知事等の期末手当について、令和3(2021)年12月期の支給割合を100分の157.5（現行100分の167.5）に、令和4(2022)年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の162.5に改定することとしました。（給与条例第20条及び知事等の給与及び旅費に関する条例第4条関係）
- (2) 通勤手当について、自動車等使用に係る手当額を引き上げることとしました。（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、1の(2)は令和4(2022)年1月1日から、1の(1)（令和4(2022)年度以降の支給割合に係る部分に限る。）は同年4月1日から施行することとしました。

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

栃木県条例第57号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の92.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の92.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の52.5</u> 」とする。 4～6 略	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の127.5</u> (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 4～6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の120</u> (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の100</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各	(期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の112.5</u> (人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第20条の4第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、 <u>100分の92.5</u>)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

4～6 略

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和41年栃木県条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3

片道の通勤距離	加算額	
	キロメートル以上	キロメートル未満
6		640円
8		2,030
10		510
12		1,890
14		380
16		1,760
18		3,140
20		1,630
22		3,010
24		1,500
26		2,880
28		4,260
30		2,750
32		4,130
34		2,610
36		4,000
38		5,380
40		3,960
42		5,350

44	46	4,930
46	48	6,320
48	50	7,700
50	52	7,280
52	54	8,670
54	56	8,250
56	58	9,630
58	60	11,020
60	62	10,600
62	64	11,980
64	66	13,370
66	68	14,750
68	70	16,140
70	72	17,520
72	74	18,900
74	76	20,290
76	78	21,670
78	80	23,050
80		24,440

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の規定に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(職員給与条例の適用除外等)	
第9条 略	第9条 略	
2	特定任期付職員に対する職員給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)」第7条の規定」	特定任期付職員に対する職員給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは、「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)」第7条の規定」

<p>と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>								
<p>第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>第5条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 235 1053 1131"> <p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> </td> <td data-bbox="550 1142 1053 2038"> <p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 235 1053 1131"> <p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p> </td> <td data-bbox="550 1142 1053 2038"> <p>(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)</p> <p>第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)</p> <p>第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
改正前	改正後								
<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>								
改正前	改正後								
<p>(職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する職員の給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項(学校職員給与条例第12条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定の適用については、職員の給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第3号。以下「任期付職員条例」という。)<u>第7条の規定</u>」 と、職員の給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、職員の給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)</p> <p>第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1236 235 1484 1131"> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p> </td> <td data-bbox="1236 1142 1484 2038"> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1236 1142 1484 2038"> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p> </td> <td data-bbox="1236 235 1484 1131"> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p>
改正前	改正後								
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p>								
改正後	改正前								
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。)<u>第5条の</u></p>								

<p>規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。</p>	<p>規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。</p>
<p>第7条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第6条 略 2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第3条第1項、第18条の2第1項及び第2項、第18条の3並びに第20条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成16年栃木県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条の規定」と、給与条例第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の3中「第9条の2第1項に規定する職にある職員」とあるのは「第9条の2第1項に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。</p>
<p>(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正) 第8条 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和29年栃木県条例第2号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、前項の基準日現在（退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略</p>

3・4 略

第9条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後	改正前
(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、前項の基準日現在(退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略	(期末手当) 第4条 略 2 期末手当の額は、前項の基準日現在(退職し、又は死亡した知事等にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において知事等が受けるべき給料月額、給料月額に100分の20を超えない範囲内で職務等を考慮して規則で定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるそれらの者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は令和4年1月1日から、第7条及び第9条の規定は同年4月1日から施行する。

(人事課)